

令和5年度社会福祉法人沼田市社会福祉協議会事業計画書

【基本方針】

地域社会において人と人とのつながりが希薄化する中、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、制度の狭間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。

また、未だ猛威を振るう新型コロナウイルスは、厚生労働省の審議会の意見を踏まえ、5月8日に「2類相当」から「5類感染症」に移行する方針が決定され、明るい兆しが見えてきました。しかし、これまでの長い年月における感染症の影響は、潜在化していた生活課題を一層複雑にし、個々の生活を中心とした複合的なニーズに対応するためには、単独の専門分野の制度や支援だけでは十分に対応できないケースも増加しており、さらには、ウクライナ情勢等の国際秩序の不安定化、資源価格や消費物価の高騰などにより、私たちの日常生活も大きな影響を受けています。このような状況の下、休職や失業による生活困窮、孤立や孤独、自殺者の増加など、地域住民が抱える課題が複雑化、複合化しています。

社会福祉協議会では、地域福祉推進の中核的機関として、これまで推進してきた地域づくりの取組をより発展させ、生活課題を早期に発見し、対象を問わず受け止めることのできる相談支援体制や、地域に根ざした寄り添い型の支援を展開し、支える側・支えられる側という概念を超えた、新たな繋がりづくりの仕組みを目指します。

また、生活福祉資金の特例貸付が終了し、貸付金の償還が開始されることから、引き続き生活のしづらさを抱えた方への丁寧な相談支援に取り組むとともに、地域資源を活用した切れ目のない相談支援体制づくりに取り組めます。

本会は、社協が果たす役割及び使命を改めて認識し、より経営基盤の強化を図るとともに地域に根ざした事業に力を集中し、地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域福祉活動を推進します。

【SDGsへの取組方針】

SDGsとは、国際連合が掲げる、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、「誰一人取り残さない」という理念は、地域共生社会の構築を目指す本会の考え方とも共通しています。

本会では、国が進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている、「SDGs」の取組を包含し、地域住民及び福祉団体・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる仕組みの構築を目指します。



【法人運営事業】

働き方改革に基づき、職員が働きやすい職場環境の創出、職場の環境整備、メンタルヘルスへの対応と充実を図り、働きがいのある職場を目指します。

また、クールビズや、ウォームビズなどによる光熱水費の節約、ペーパーレス化などによるリデュースの推進、紙資源のリサイクル推進等を通じて環境に配慮した取組を進めます。

1 組織運営

(1) 役員会等の実施

理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会の運営

(2) 経営管理

企画経営。経理、予算、決算。基金、積立金の効率的活用

(3) 人事労務・研修

SDS（自己啓発援助制度）の推進。キャリアパスを構築し、職員の地域福祉の専門性を図る。

人事考課制度の構築と適正な運用を図る。

2 組織強化

(1) 社協会員

社協ぬまた（年3回）の発行

一般会員とは別に、個人や施設、団体や企業を対象とした賛助会員、特別会員の加入促進を図るとともに、会費のキャッシュレス化の検討及び推進を図る。

(2) 自主財源の確保

社協への寄付による税制上の優遇措置のPR

民間補助事業の積極的な活用

地域課題解決のための「ファンドレイジング」に関する調査及び研究

(3) 公的・民間財源の確保

公的財源の確保と、個人や企業等の寄付金といった民間財源の活用

(4) 業務運営機能の強化

各係、各事業所の職員で構成するチーム体制を積極的に構築し、各種事業の見直しと効率的な事業遂行を目指す。

職員提案制度を導入し、職員のまちづくりへの参加意識の高揚や業務運営の効率化並びに福祉サービスの向上を目指す。

3 調査・研究・企画

(1) 調査・研究

役員研修会、各事業関係会議・研修参加、各種調査協力、視察出張、視察受入れ

(2) 第5次沼田市地域福祉活動計画の策定

現在の第4次沼田市地域福祉活動計画が2023年度（令和5年度）をもって最終年度を迎えるにあたり、これまでの地域福祉の施策が推進されているかどうか、評価と見直しを行う。

また、第5次計画の策定に向けて、ニーズ調査等、行政との連携を強化し、地域福祉活動を担う関係者と連携し、計画策定作業の円滑な推進を図る。

4 普及・宣伝・啓発

(1) 広報紙「社協ぬまた」の発行

年3回発行（1回あたり21,000部/全戸、関係施設等配布）

福祉の情報提供と啓発。社協PRのための頒布場所の開拓

(2) ホームページの運営

効果的な情報発信を図るとともに、住民から見た、見やすさ・検索のしやすさ等を検討し、ホームページの改善を図る。

(3) SNSの活用

現在運用している「LINE公式」に加え、インターネット社会に対応するため、「Facebook」や「Tik Tok」、「Instagram」や「Twitter」などを効果的に活用し、情報発信ができるよう検討及び推進を図る。

また、災害発生時等有事の際の情報発信としてSNSを有効的に活用する。

(4) 社協パンフレットの活用

社会福祉協議会活動への理解促進

(5) 社会福祉大会の実施

地域福祉の功労者表彰と啓発。式典・表彰・記念講演の実施

5 連絡・調整

(1) 行政・関係機関等との連携

行政所管課（社会福祉課・介護高齢課）との連携を強化するとともに、定期的な情報交換の場を設ける。

民生委員児童委員協議会や社会福祉施設連絡会等の関係団体との連携を強化する。

6 その他

(1) 災害対策

沼田市における災害時における要支援者等の支援体制について、行政所管課や社会福祉施設連絡会、民生委員児童委員協議会、地域防災組織及び青年会議所などと連携し、体制強化に向けての取り組みを行うとともに、地域防災訓練等の各種訓練に積極的に参加する。

また、災害ボランティアセンター及びTN災害ネット（利根沼田災害ネットワーク）との連携も含め、社協事業継続計画（BCP）を策定します。

(2) 福祉人材育成

社会福祉士養成実習等の実習生の受入れ、実習プログラムの実施

(3) 苦情解決

第三者委員による苦情解決、苦情受付窓口の設置

(4) 後援・共催

福祉関連行事への後援名義等の付与や共催事業の実施について、今後のあり方を検討する。

【地域福祉事業】

地域における福祉、生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供できるよう協議のうえ推進します。

地域の相談については、生活相談、地域相談、権利擁護等の職員一人ひとりが相談技法を学び、受け止めていける仕組みづくりを目指します。

住民一人ひとりが住み慣れた地域社会において、心豊かに、安心して、自立した生活を営むことができるような支援を目指します。

1 相談事業の実施

(1) ふれあい総合相談の実施

(2) 無料法律相談の実施

(3) 群馬県ふくし総合相談支援事業との連携

2 見守り協力員の推進

ひとり暮らし高齢者等の地域住民が、安心して生活できる小地域ネットワーク構築のため、見守り活動推進役である見守り協力員を継続して設置し、地域福祉の推進を図る。

3 地域力の強化

地域に住む住民が、主体的に地域生活課題を把握し、解決できる力を育むことを目的に、地域福祉ニーズに対して社会福祉資源の開発、連携を図り、地域貢献活動が行われるよう地域のネットワーク化を推進する。

また、社会福祉施設連絡会を通じて地域に根ざした活動を支援するとともに、定期的な情報交換を設け、より一層の連携を図る。

4 ふれあい・いきいきサロンの推進

民生委員・児童委員、老人クラブ、各サロンの担い手等と協力し、地域の高齢者や障がい者、親子の見守りなど、小地域における住民福祉活動の拡充、仕組みづくりに努める。

また、サロン運営者の質の向上を図るとともに、各サロンが自立的な運営ができるよう、関係機関との連携や調整、サロン運営者の支援、養成などを定期的に行う。また、サロン未実施地区への働きかけを行い、多世代交流ができるコミュニティサロン等居場所づくりを進める。

(1) サロンの活動支援

新規サロンの立ち上げ、既存サロンの活動を積極的に支援する。

活動助成金の交付、サロン活動保険の加入促進、研修会の実施、備品の貸出

(2) サロンの活動啓発

サロン説明会の実施

5 福祉バザーの実施

市民からの善意の物品提供による地域福祉事業の充実と資金の確保

6 福祉車両・介護機器の貸出

リフト付き車両、車いすや介護用簡易ベッド等介護機器の貸出

7 福祉団体への支援

(1) 地域福祉を推進するため、福祉団体の育成支援と助成金の交付

(2) 福祉団体の事務局担当による活動の推進

8 支部活動の推進

(1) 住民の支え合い活動や福祉行事などへの助成金の交付

(2) 白沢及び利根地域における、まちづくり事業の一環による除雪体制整備の推進

9 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯、療養や介護を要する高齢者世帯等の自立支援を目的に、生活福祉資金・教育支援資金等の貸付相談を民生委員児童委員の協力を得て実施

コロナ禍で多様化・複雑化する生活困窮者世帯の相談に対応するために、自立相談支援機関や他機関との連携強化や職員の資質向上など相談体制の強化を図る。

また、資金貸付による当該世帯の自立支援と適正な償還指導による効果的な運用を図る。

10 生活困窮者への支援

(1) フードバンク事業への協力

(2) 生活困窮者への食料支援

11 日常生活自立支援事業

本事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない方に、地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行うものであり、今年度も利用者の増加に対応するため生活支援員の確保に努め、研修会を開催しサービスの内容や資質の向上に努める。

12 成年後見制度の利用促進

(1) パンフレット・リーフレット等による制度の周知

(2) 成年後見センター（仮称）の設立に向け、行政所管課（社会福祉課・介護高齢課）と連携を強化し、中核機関の設置に向けた作業の円滑な推進を図る。

(3) 法人後見事業の実施に向けた作業の円滑な推進を図る。

- 1 3 地域共生社会の実現に向けた活動の調査・研究
 - (1) 買い物・通院支援等の実施に向けた調査の実施
 - (2) 地域包括支援センターの受託に向けた調査の実施
 - (3) 重層的支援体制整備事業の受託に向けた調査の実施

- 1 4 その他の地域福祉事業
 - (1) 高齢者慶祝事業の実施（高齢者福祉推進事業）
 - (2) 高齢者芸能発表会の実施（高齢者福祉推進事業）
 - (3) 電動車いす利用者交通安全教室の実施（高齢者福祉推進事業）
 - (4) 社会参加促進事業の実施（障がい者福祉推進事業）
 - (5) ふれあい子どもひろばの実施（子育て支援推進事業）
 - (6) 婚活イベント（沼コン）の実施
 - (7) 青少年の健全育成に関する各種関係行事への協力と支援
 - (8) 子育て支援に関する各種関係行事への協力と支援

【ボランティアセンター事業】

- 1 相談紹介対応及びコーディネート
多様な相談を受け止める相談機能、ボランティアコーディネート、団体の立ち上げ、NPOに関する各種相談や支援
センターを介して入ってくる相談に対し、包括的に相談を受け止め、センターのネットワークを活用してボランティア・NPO団体や行政、他機関に繋ぐ。
- 2 ボランティア及びNPOの交流やネットワーク化の推進
ボランティア及びNPOのネットワークづくり、団体のPR、個人間・団体間の交流を図る企画の実施
行政が運営する「市民活動センター」への情報提供と連携強化
- 3 人材育成・研修・意識啓発
ボランティア活動のきっかけを作る福祉教育や基礎的事業の実施。ボランティアやNPOに携わる専門的な人材の育成推進、各種講座やセミナー等によるボランティア及び市民活動の意識啓発事業の実施
 - (1) 災害ボランティア養成講習会の実施
 - (2) 傾聴ボランティア養成講習会の実施
 - (3) 収集ボランティア活動（ちょこっとボランティア）の通年実施
 - (4) 市内の学校で行われる福祉教育の取組に対し、講師の派遣や体験学習指導等の相談援助活動の実施
 - (5) 福祉教育サポーター養成講習会の実施

4 災害ボランティアセンター事業

災害発生時に迅速に対応するため、災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施。また、災害ボランティアセンターの普及啓発とともに、災害ボランティアの人材育成を図る。

災害時の対応を円滑かつ効果的に進めるために平時から沼田市、地域防災組織、社会福祉施設連絡会、民生委員児童委員協議会、TN災害ネット（利根沼田災害ネットワーク）などの地域関係者と協議の場を設け、災害時のそれぞれの役割や連携体制の構築を進める。

また、災害ボランティアセンター運営マニュアルを随時見直し、有効利用を図る。

5 ボランティア団体活動支援

(1) 各種ボランティア団体への活動支援と補助金の交付

(2) 安心してボランティア活動が行えるよう、活動保険の加入促進を図る。

【受託事業】

1 受付業務等の受託

(1) 沼田市保健福祉センター

(2) 沼田市利根保健福祉センター

(3) 白沢創作館

2 福祉作業所の受託

(1) 沼田市福祉作業所

(2) 沼田市白沢福祉作業所ひまわりの家

3 学童クラブの受託

(1) さくら学童クラブ

(2) 沼田東学童クラブ

(3) 沼田東第2学童クラブ

(4) しらさわ学童クラブ

(5) とね学童クラブ

4 その他の受託事業

(1) 小口生活資金貸付事業

(2) 技術ボランティア養成講習会事業（点訳・朗読・手話）

(3) 市有墓地無縁仏供養事業

(4) 沼田市高齢者交流会withコロナ（仮称）事業

(5) 在宅介護支援センター事業（白沢中学校区、利根中学校区、多那中学校区）

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業

(7) 認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業

(8) ぬまた聖苑焼骨灰供養事業（広域市町村圏振興整備組合）

- 5 沼田市地域包括支援センターへの職員派遣
「社会福祉士」及び「主任介護支援専門員」を出向

【介護保険事業所の経営】

- 1 居宅介護支援事業所
- 2 訪問介護事業所
- 3 通所介護事業所（デイサービスしらさわ）

【共同募金推進事業】

- 1 共同募金配分事業
群馬県共同募金会からの配分を受け、複雑化する地域の課題解決に向けた新たな取組への活用を図る。
 - (1) 一般募金地域配分事業（社会福祉協議会配分）
 - ・広報「社協ぬまた」発行事業
 - ・沼田市社会福祉大会事業
 - ・ふれあい・いきいきサロン推進事業
 - ・支部社会福祉協議会活動支援事業
 - ・ふれあい子どもひろば事業
 - ・災害ボランティア養成講習会事業
 - ・傾聴ボランティア養成講習会事業
 - ・福祉教育出前講座事業
 - (2) 地域歳末たすけあい募金配分事業
 - ・在宅対象者見舞金
 - ・施設対象者見舞金
 - ・地域サービス事業費
- 2 共同募金委員会業務
社会福祉法人や一般団体等の地域配分申請を受付し、配分審査会の審査を経て運営費や備品整備費などの配分決定を行う。
また、群馬県共同募金会と連携し、小災害見舞や義援金受付業務等を実施する。

【その他の事業】

- 1 沼田市善意銀行の運営
- 2 行旅者援護事業の実施
- 3 被災世帯への援護事業の実施
- 4 朗読テープの貸出
- 5 福祉サービス苦情処理第三者委員会の設置